

# 面会交流援助の案内

## FPICルール

健やかな子どもの成長を願って

平成30年7月改定



### 子どもにとって、お父さんお母さんとは？

父母は子どもを守り、愛してくれる、世界中に一人しかいない大切な存在です  
勇気と忍耐をもって困難を乗り越えている姿は、子どもの生き方のモデルです  
離婚しても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望となります

### 面会交流とは？

子どもは心の底から父母両方に愛されたいと思っています  
面会交流は、離婚後も子どもが両親の愛情を確認できる大切な機会です  
親の都合や感情を優先せず、離れて暮らす親に子どもが安心して会えるよう  
父母は協力して親の責務を果たしましょう  
面会交流と養育費は子どもの健全なところとからだを育てる二大栄養素です

### FPICの面会交流援助は

父母が自分たちの力で面会交流を実施できないとき  
子どもの立場に立って親子の縁をつなぎとめ  
応急手当として行う子ども支援事業です  
援助の対象は小学生までとします  
父母の希望どおりに援助を行うわけではありません  
調停条項等を決める前に、父母には個別に事前相談を行って  
援助ができるかどうか協議させていただきます

「事前相談」  
申込み・  
問い合わせ先

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） AM 10:00 ～ PM 4:30

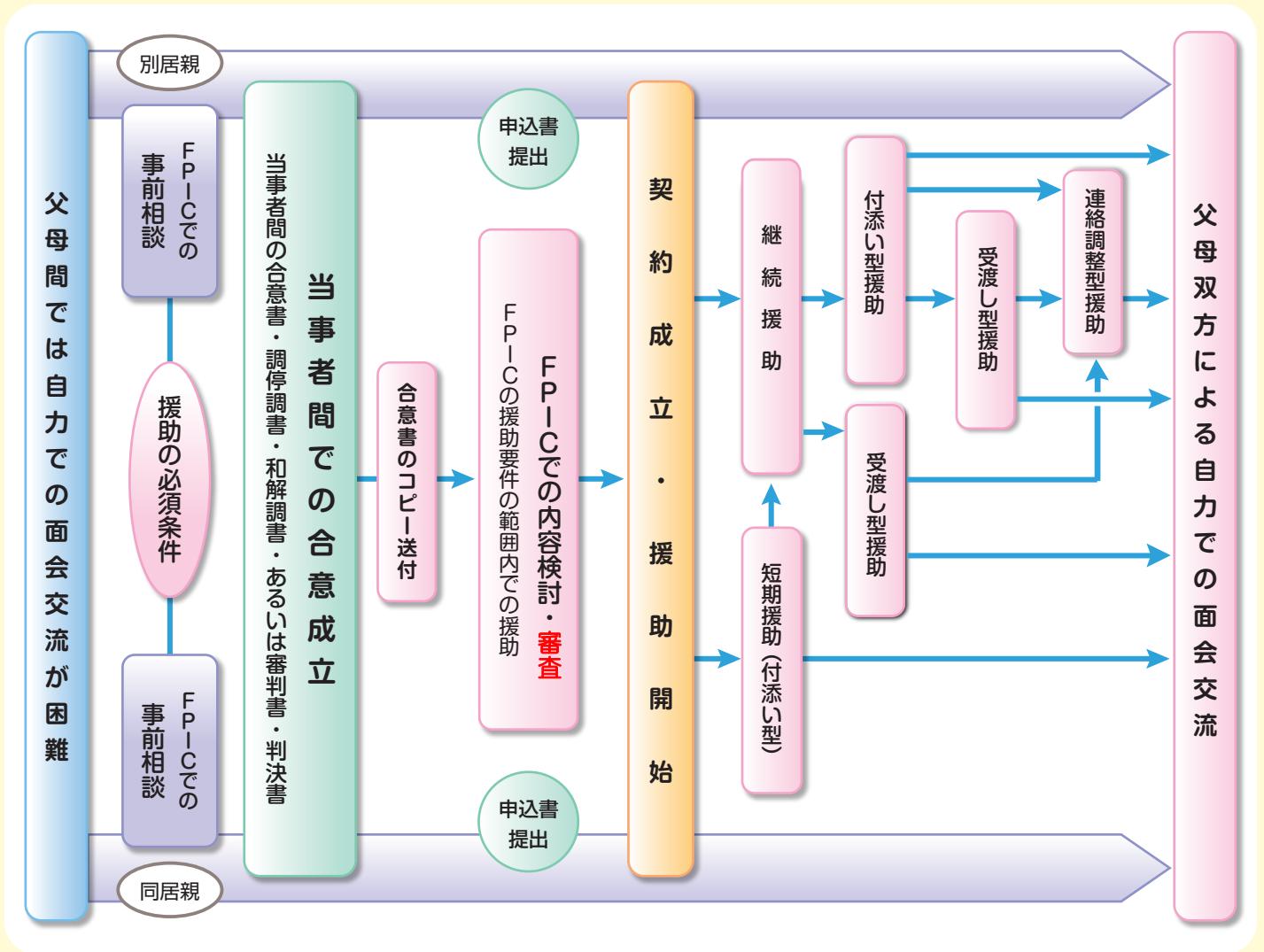
受付電話 TEL:045-226-3656

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1-9 エトアール吉浜405号

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）

横浜ファミリー相談室

# FPICの面会交流援助手続の流れ



## FPICの面会交流援助を利用したい父母への指針

面会交流ルール（調停条項等）を決めるときには、相手方、家庭裁判所、弁護士等と協議して次のことを明文化してください。

### 1 面会交流の頻度、回数

付添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。

### 2 第三者機関の援助の有無及び付添の有無

事前相談なしに第三者機関の援助を条項に盛り込んだ場合には、援助できるとは限りません。付添い型援助の場合は必ず条項に明記してください。

### 3 援助担当者の指導・助言の受入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。

### 4 費用負担割合

父母で話し合って決めてください。

面会交流は離婚後の父母の協働養育活動ですから、事情が許せば費用は応分に分担し合うのが望ましいと考えています。



